**平成２１年（フ）第１３２０号**
京都市伏見区横大路柿ノ本町40番地の１
破産者　有限会社ニシバタ
１　決定年月日　平成22年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２０年（フ）第１００号**
兵庫県たつの市龍野町中村279番地太栄ビル
破産者　有限会社サンフィールド・コーポレーション
１　決定年月日　平成22年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所龍野支部

**平成２１年（フ）第１６４３号**
福岡市中央区天神１丁目１番１号
破産者　有限会社雲峯堂
１　決定年月日　平成22年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成１８年（フ）第８１号**
福岡県宮若市沼口1199番地の２
破産者　株式会社九州施設
１　決定年月日　平成22年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所直方支部

**平成２１年（フ）第４２２号**
長崎県長崎市油木町５番15号
破産者　有限会社読売新聞緑ケ丘サービスセンター
１　決定年月日　平成22年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第１２３号**
長崎県佐世保市針尾西町614番地29
破産者　船津工業有限会社
１　決定年月日　平成22年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２１年（フ）第１６号**
福島県相馬市中村字荒井町３番地
破産者　株式会社佐藤材木店
１　決定年月日　平成22年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所相馬支部

**平成２１年（フ）第７９２号**
東京都東村山市野口町２丁目５番地１
破産者　相川　直之
１　決定年月日　平成22年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２１年（フ）第１２６１号**
東京都八王子市南大沢５丁目６番地６―503
破産者　森　眞理子
１　決定年月日　平成22年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２１年（フ）第２５９３号**
横浜市都筑区川和町2598番地３
破産者　有限会社トーカン管理センター
１　決定年月日　平成22年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第２７３３号**
横浜市南区永田南１丁目１番３号
破産者　有限会社谷川電機
１　決定年月日　平成22年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第２７３８号**
横浜市中区不老町１丁目６番９号
破産者　株式会社アンスロポ
１　決定年月日　平成22年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第２７８２号**
横浜市磯子区汐見台１丁目６番地1607棟745号
破産者　有限会社天信塙商店
１　決定年月日　平成22年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第２８７９号**
横浜市青葉区新石川１丁目35番地３
破産者　株式会社ディオスパジオ
１　決定年月日　平成22年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第４８号**
岐阜県飛騨市古川町袈裟丸字岡前1807番地の１
破産者　有限会社藤上土建
１　決定年月日　平成22年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

**平成２１年（フ）第１０８号**
島根県出雲市大津町2536番地１
破産者　安食　　弘
１　決定年月日　平成22年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

**平成２１年（フ）第３６号**
香川県綾歌郡綾川町滝宮2959番地１
破産者　株式会社井上産業
１　決定年月日　平成22年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

**平成２１年（フ）第１２０号**
香川県丸亀市土器町西２丁目248番地
破産者　株式会社日栄設計
１　決定年月日　平成22年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

**平成２１年（フ）第４０号**
福岡県久留米市梅満町1003番地
破産者　有限会社小西商店
１　決定年月日　平成22年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２１年（フ）第４４２号**
福岡県うきは市吉井町生葉621番地の１
破産者　有限会社学信館
１　決定年月日　平成22年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２１年（フ）第３７２２号**
大阪府茨木市玉櫛２丁目31番７号、前住所大阪府茨木市玉櫛１丁目８番３―102号
破産者　大久保典彦
１　決定年月日　平成22年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第４９７７号**
兵庫県伊丹市池尻７丁目106番地
破産者　吉永　通貴
１　決定年月日　平成22年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部